

安全だより

～気のゆるみ

慣れと油断が事故のもと～

(第8号)

○発行日：令和5(2023)年4月15日

○発行者：公益社団法人

伊勢原市シルバー人材センター
安全管理委員会

〒259-1131 伊勢原市伊勢原2丁目7番31号

電話:0463-92-8801 FAX:0463-92-0008

URL:<https://webc.sjc.ne.jp/isehara/index>

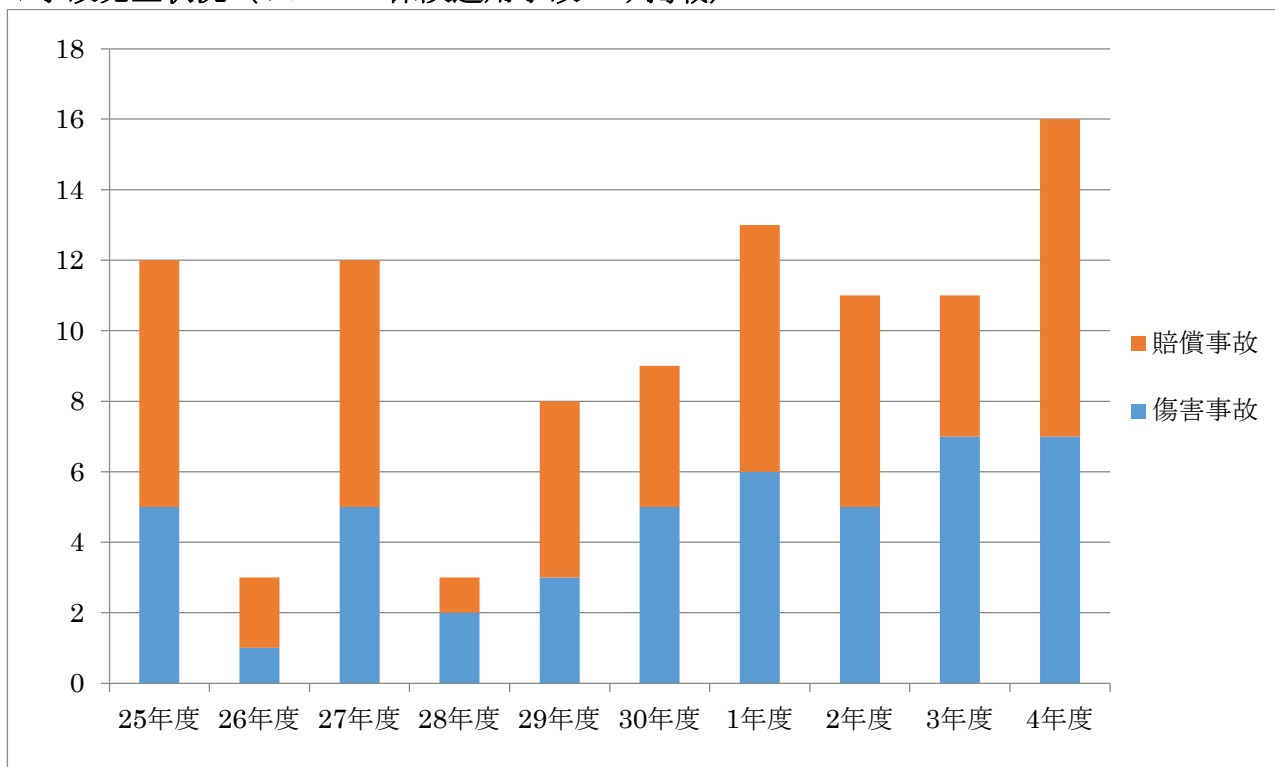
STOP 事故!!



令和4年度の事故発生件数は、直近10年間で最多となりました。なかでも依然として無くなるのが刈払機による物損事故です。飛び石による事故や接触・切断事故は、いずれも賠償金額が高額となるなど、お客様に多大なご迷惑をお掛けすることになります。

シルバーに対する草刈作業の需要は高く、シーズンには多くの発注をいただきますが、「事故ゼロ」目指して、今まで以上に飛散防止対策を徹底しましょう！

▽事故発生状況（シルバー保険適用事故のみ掲載）



年度 区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
傷害事故	5	1	5	2	3	5	6	5	7	7
賠償事故	7	2	7	1	5	4	7	6	4	9
(内、刈払機)	3	1	4	0	2	2	4	5	2	6
合計	12	3	12	3	8	9	13	11	11	16

事故を起こさないために・・・

○作業前にミーティング

みんなで危険箇所を確認し、必要な安全対策を実施しましょう！

○準備体操・ストレッチ

年齢とともに、体はかたくなっています。作業前にしっかり体をほぐしましょう！

○「4S活動」

事故原因を減らすため、就業場所は「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を心がけましょう！

○「KY活動」

潜んでいる「K：危険」を「Y：予知」！慣れた作業にこそ事故の危険は潜んでいます。

○「安全対策確認書」の提出を

植木や除草作業の場合は、就業報告書と一緒に忘れずに提出してください。

※令和5年度から、傷害・賠償事故を起こした場合は、「事故報告書」の提出が必要です。



自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう



就業先への行き帰りや日常生活において、自転車を利用される方も多いかと思いますが、利用者が増える一方で事故も増加しています。

令和5年4月の改正道路交通法の施行により、年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメット着用が努力義務化されることになりました。

自転車事故で死亡した人の約7割が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの未着用時の事故による致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。

自転車用ヘルメットを着用し、大切な頭部を守りましょう！



だまされないで!! (特殊詐欺にご注意ください)



「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」「架空料金請求詐欺」などの特殊詐欺が多発しており、被害者の約8割は65歳以上の高齢者です。「自分は大丈夫」などと過信せず、少しでも不審に感じるがありましたら家族や警察に相談しましょう。

伊勢原警察署：0463-94-0110

【編集後記】

自転車利用時のヘルメット着用が、努力義務となりましたが、剪定作業時等のヘルメット着用や、飛散防止対策の実施は、個人の判断ではなく「義務」です。事故を他人事と思わずに安全対策を怠らないようにしましょう。また、健康にも十分に注意し、今年度は事故を起こすことがないように気を引き締めて安全作業に努めましょう。

《安全管理委員会》

委員長 海老澤 昇
副委員長 菊地 清秀
委員 川上 絃光
三須 好夫
吉田 陸雄
河毛 周之
亀井 貞男
竹田 正樹



裏面あり